

※このフローチャートは、住宅を建築する場合の都市計画法の制限を簡易に示したのですが、下記以外の規定や他の法律の制限が適用される場合があるため、必ず都市計画室へ御相談ください。
御相談なく不動産取引を行った場合のトラブルにつきましては、町は一切責任を負いません。

市街化調整区域に住宅を建築する場合の都市計画法フローチャート



※ページ番号は、愛媛県都市計画課が策定している「開発許可制度の手引き(令和3年4月)」の記載ページです。

中予地方局建築指導課
TEL 089-909-8778

松前町まちづくり課都市計画室
TEL 089-985-4124